

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金について (交通サービスインバウンド対応支援事業)

国土交通省では、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）として、空港アクセス又は観光地周遊に使用する目的でユニバーサルデザインタクシーを導入する場合に補助を実施しています。

補助対象事業者

- 一般乗用旅客自動車運送事業者
- 一般乗用旅客自動車運送事業者に車両を貸与する者

補助対象車両

- 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づく認定を受けたタクシー車両
(<https://www.mlit.go.jp/common/001084682.pdf>)

補助率

- 1/3（上限額：60万円）

【補助金交付の流れ】

要望調査へのエントリー

- ※ 毎年3月又は4月頃に国が実施する要望調査にエントリーすることが必須となります。
(要望調査の実施時期は、予算の成立時期により毎年変動します)

補助事業の内定・通知

- ※ 予算に応じて補助事業の内定を行い、対象者への通知を行います。

ワーキンググループの開催

- ※ 関東運輸局の「観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議二次交通対策ワーキンググループ」において、内定事業に係る実施計画の審議・策定を行います。

補助金交付申請書の提出

- ※ 補助金内示を受けた事業者については、受付期間内に各運輸支局へ交付申請書を提出してください。

交付決定通知

- ※ 交付決定通知書が交付されます。
(事業の着手が可能となります)

事業完了実績報告書の提出

- ※ 事業完了（車両の登録）した場合、完了日から1カ月以内に事業完了報告書の提出が必要です。
(完了日から1カ月後が4月10日を経過する場合は4月10日が提出期限)

額の確定・補助金の交付

- ※ 交付する補助金額の確定後、補助金の振り込みを実施します。

事業評価の報告

- ※ 補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までに報告してください。